

〈日本陸水学会会則〉

第1章 総則

第1条（名称）

本会は日本陸水学会（The Japanese Society of Limnology）という。

第2条（目的）

本会は陸水学（湖沼，河川，温泉等内陸にある水域に関する学術）の進歩，普及ならびに応用を図るのを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を果たすために，本会は，次の事業を行う。

- 一 大会および総会（年1回）ならびに例会の開催。
- 二 会誌の発行。
- 三 内外の陸水学に関係ある諸学会，諸機関との連携。
- 四 その他必要な企画。

第2章 会員

第4条（会員）

本会員は正会員，名誉会員，団体会員，和文誌講読団体会員，賛助会員，の5種類とする。ただし，正会員は，一般会員と学生会員，シニア会員とからなり，本会の目的，趣旨に賛同する内外の個人とする。名誉会員は本会に多大な貢献をした正会員の中から総会で決定される。団体会員，和文誌講読団体会員は，本会の目的，趣旨に賛同する内外の団体とする。賛助会員は，本会の目的，趣旨に賛同し，これを賛助する内外の個人または，団体とする。

第5条（権利）

正会員と名誉会員は，次の権利を有する。

- 一 本会が発行する会誌等に投稿し，また配布を受けること。ただし，学生会員とシニア会員には雑誌の配布はない。
- 二 本会の主催する研究発表会，講演会などに出席し，意見を述べること。
- 三 本会の事業・運営に関し，総会に出席して意見を述べ，議決に参加すること。
- 四 本会の役員を選出し，または役員に選任されること。ただし名誉会員と学生会員に被選挙権はない。
- 五 本会の諸顕彰事業の対象者となること。

第6条（入会）

本会に入会を希望するものは，所定の用紙に必要事項を記入の上，学会指定の連絡先に提出しなければならない。ただし，第7条による退会や除籍に際して滞納金があるものは，該当する滞納金を支払わなければ入会することができない。シニア会員は，入会・会員種別変更時点で61歳以上，常勤職を有しない方が申し込むことができる。

第7条（退会）

本会より退会を希望するものは，第6条で示した連絡先に所定の用紙により申し出なければならない。申し出の年度終了をもって会員としての権利を失う。未納の年会費がある場合は，退会届を提出するとともに速やかに納入するものとする。また，会費滞納，その他により評議員会の議決により除籍されることがある。ただし，学生会員についてその資格は原則として単年度ごととし，会員として継続するための所定の手続きを行わないものは，自動退会したものとみなされる。

第8条（会費）

会費は前納するものとする。なお，会費を滞納した会員には会誌の発送を中止する。

第3章 役員

第9条（役員・幹事等）

本会に次の役員をおく。

- 一 会長：1名
- 二 評議員：若干名
- 三 幹事長：1名
- 四 編集委員長：2名
- 五 幹事：若干名

六 会計監査：2名

第10条（会長）

会長は本会を代表し、会務を統率する。会長は正会員の単記無記名による直接投票により一般会員から選出される。その任期は2年とし、2期までの再任は認める。

第11条（評議員）

評議員は会長とともに会の運営事項について審議する。評議員は一般会員から選出された、全国委員と地区委員から構成する。任期は2年とし、連続2期までの再任は認める。選挙方法は別に定めるところによる。

第12条（選挙）

投票に際しては、第10条、第11条を独立して取扱い、被選挙者の重複を妨げない。

第13条（幹事長）

幹事長は会長を補佐して会の運営を行う。幹事長は評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

第14条（編集委員長）

和文誌・英文誌編集委員長は各会誌編集の責任をもつ。編集委員長は評議員会に諮ったうえ、会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

第15条（幹事）

幹事は会の運営に関し、会長、幹事長、編集委員長を補佐する。幹事の任務は、これを庶務、会計、広報・情報、環境、国際、学術、編集（和文誌・英文誌）を分掌する。幹事は会長が評議員会に諮ったうえ、委嘱する。幹事会には、上記以外に運営上必要な委員をおくことができ、委員は評議員会に諮ったうえ会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

第16条（会計監査）

会計監査は評議員会が選出する。任期は2年とする。

第17条（役員の改選）

役員改選は11月末までに行い、その任期は翌年の1月からとする。

第4章 機関

第18条（総会）

総会は最高議決機関である。総会は、毎年1回会長の召集によって開く。また評議員会が必要と認め、また正会員の三分の一以上から請求があったときには、会長が臨時に総会を召集しなければならない。

第19条（評議員会）

評議員会は、会長がこれを召集し、議長となる。評議員会は、緊急事項が生じた場合、総会に代ってこれを審議し決定することができる。ただし、その場合には次回の総会で承認を得なければならない。また評議員の三分の一以上の請求があったときには、会長は臨時に評議員会を召集しなければならない。

第5章 編集

第20条（編集委員）

会誌の発行のために、和文誌編集委員会と英文誌編集委員会を設け、各委員会に編集委員若干名をおく。和文誌・英文誌編集委員は各編集委員長の提案により、評議員会の了承を経て会長が委嘱する。原則として、任期は2年とし、再任を妨げない。

第21条（編集委員会）

和文誌・英文誌編集委員会の運営については、別途定める各編集委員会細則によるものとする。

第6章 専門委員会

第22条（専門委員会）

本会には必要に応じて、評議員会の議を経て、各種の専門委員会を置くことができる。専門委員は評議員会に諮った上で会長が委嘱する。委員の人数、任期、運営等は評議員会で了承された当該委員会の内規によって定める。

第7章 会計

第23条（経費）

本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第24条（会計年度）

本会の会計年度は、1月1日に始まり、同年12月31日をもって終わるものとする。

第25条（決算・予算）

各年度の収支決算は、各年度の終了後、会計監査を受ける。決算報告および予算案は総会で承認された上、会誌に掲載する。会計監査については別に定める。

第8章 表彰

第26条（表彰）

本会に日本陸水学会吉村賞・日本陸水学会田中賞・日本陸水学会論文賞・優秀口頭発表賞・優秀ポスター賞・国際交流奨励賞を設ける。これらの賞の選考は各賞ごとに設ける選考委員会が行い、会長が決定する。吉村賞、田中賞、論文賞、国際交流奨励賞の選考委員は評議員会に諮った上で会長が委嘱する。優秀口頭発表賞・優秀ポスター賞の選考は企画委員会が所掌する。委員会の構成、任期、運営等は評議員会です承された当該委員会の内規によって定める。

第9章 会則変更

第27条（会則の変更）

会則変更は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得なければならない。

付 則

- 1 大会における一般講演・ポスター発表・課題講演の発表資格は、正会員と名誉会員、賛助会員に限る。ただし、幹事会の推薦を受け会長が認めた場合はこれに準じない。
- 2 第11条に定めた選挙は、全国から8名の全国委員、各地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）から1名ずつの地区委員の計16名の評議員を、各地区の正会員の無記名投票で選ぶ。
- 2 学会活動の活性化のため、研究会などの活動を行う支部会を設けることができる。
- 3 従来 of 終身会員は、引き続きその権利を保有する。
- 4 入会費および年会費を次のように定める。なお、名誉会員に対しては会費を免除する。

入会費	1,000円		
年会費	正会員	一般会員	10,000円
		学生会員	3,000円
		シニア会員	5,000円
	和文誌講読団体会員		15,000円
	団 体 会 員		20,000円
	賛 助 会 員		1口50,000円

- 5 和文誌のバックナンバーは、1冊税込み5,000円（送料別）で販売し、定期購入は年間3冊税込み15,000円（送料込み）で販売する。英文誌に関しては、別途定める。
- 6 自動退会したとみなされた学生会員も、退会后1年以内に所定の手続きを行うことにより学生会員または一般会員として学会に復帰できる。
- 7 本会則は2011年9月24日より施行する。第24条に関しては、2013年1月1日より施行する。2014年10月1日改定。2015年9月29日改定。2016年11月6日改定。